

## 仕 様 書

I 委託業務名 令和8年度佐賀県教育関係職員健康診断（血液生化学検査等）業務委託

II 委託業務の内容 佐賀県教育関係職員の定期健康診断（血液生化学検査等）及び特定業務従事者健康診断

### 1 定期健康診断（血液生化学検査等）

- (1) 対象者 県立学校及び教育委員会事務局等職員（人間ドック受診予定者を除く）
- (2) 受診予定者数 1,863名
- (3) 実施方法
- ①各所属を巡回して実施（県立学校50校、県庁、現地機関4ヶ所）
    - ・受診予定人数によっては、複数の所属の健診を合図で実施することも認める。その場合、教職員課健康管理担当（以下「教職員課」という）及び各所属と協議すること。
    - ・令和7年度巡回実績…29ヶ所
  - ②巡回健診を受診できなかった者については、県内に受診できる医療機関を設定すること。
  - ③健診は事前に定めた時間内に完了すること。

### (4) 実施時期

巡回健診は9月末までに完了し、未受診者の個別健診は2月末までとする。

なお、受診者及び各所属の利便性向上のため、できるだけその他の健診（胸部エックス線撮影、胃部エックス線撮影）と同時に実施できるよう考慮すること。

また、県立学校においては、実施時間帯（定時制）や学校行事等も考慮すること。

定時制職員の健康診断については、原則夏季休暇中に実施すること。

### (5) 検査項目（下記カッコ内人数は項目別受診見込者数）

- ① 既往歴及び業務歴調査、自覚症状及び他覚症状の有無の検査 【全員（1,863名）】
  - ② 血液生化学等検査（27項目） 【全員（1,863名）】
- 総コレステロール・トリグリセリド・HDLコレステロール・LDLコレステロール・血清アミラーゼ・血清血糖（空腹時）・尿酸・総ビリルビン・GOT・GPT・γ-GTP・LDH  
ALP・コリンエステラーゼ・総蛋白・アルブミン・白血球数・赤血球数・血小板数・血色素量・ヘマトクリット・MCV・MCH・MCHC・尿素窒素・クレアチニン・カルシウム
- ③ ヘモグロビンA1c 【全員（1,863名）】
  - ④ 心電図検査（安静時12誘導） 【全員（1,863名）】
  - ⑤ 腹囲測定 【全員（1,863名）】
  - ⑥ 身体測定（身長、体重、BMI） 【全員（1,863名）】
  - ⑦ 血圧測定 【全員（1,863名）】
  - ⑧ 尿検査（蛋白、潜血、ウロビリノーゲン、糖） 【全員（1,863名）】
  - ⑨ 尿検査（蛋白、潜血、ウロビリノーゲン、糖） ※健診実施日から8日目以後に提出（検査）した場合【全員（30名）】
  - ⑩ 視力検査（遠視力） 【全員（1,863名）】
  - ⑪ 聴力検査（1,000Hz、4,000Hz） 【全員（1,863名）】

※視力は、国際標準に準拠した視力表を用いて左右各別に裸眼視力を検査し、眼鏡等を使用している者については、当該眼鏡等を使用している場合の矯正視力についても検査すること。

### (6) 検査スタッフ

県立学校（現地機関含む）で健診を実施する際はスタッフを9名以上、県庁で健診を実施する際はスタッフを14名以上派遣するものとする。ただし、検査人数が予定より増加する場合等は教職員課が派遣する人数について指示を出せるものとする。逆に検査人数が予定より減少する場合等は受託者側から教職員課へ協議を行うことができるものとする。

### (7) 階層化等の実施

受託者は、40歳以上の者については、「特定健康診査及び特定保健指導の実績に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号、以下「メタボリック基準」という。）」により、受診者の特定保健指導区分（情報提供、動機付け支援、積極的支援）の階層化及びメタボリックシンドロームの判定基準（日本内科学会等内科8学会基準）による判定を実施すること。

### (8) 健診結果の報告

受託者は、次により健診結果を報告する。ただし、メタボリック基準に関するものは、40歳以上の者を対象に実施すること。

#### 1) 個人用結果

次の情報を記載した文書を同一の封筒に密封し、健診完了後30日以内に教職員課へ提出すること。

ア. 個人毎の健診結果（経年管理に資する形式。過去に健診を受診していない場合は除く。）

イ. 特定保健指導区分の階層化及びメタボリックシンドロームの判定結果

ウ. 具体的な指示指導事項等を記載した健診結果表

エ. その他受診者個人に合わせた資料

オ. 検査結果の見方に関する資料（受診者共通）

ただし、エについては、健康診断の検査結果や問診票から、特に問題とされることがない者に対しては省略することができるものとする。

#### 2) 事業主用結果

受診者全員の健診結果一覧を2部（教職員課及び各所属用）作成し、健診完了後30日以内に教職員課へ提出すること。

また、教職員課が指定した受診者の健診結果一覧を、電子媒体（CD-R）により収録した特定健康診査・特定保健指導に

関して厚生労働省が定める電子的標準様式により作成した電子データ (XML 標準形式) で、健診完了後 30 日以内に教職員課へ提出すること。

## 2 特定業務従事者健康診断

- (1) 対象者 県立特別支援学校の寄宿舎指導員  
 (2) 受診予定者数 142 名  
 (3) 実施方法 各所属を巡回 (午前中) して実施する。  
 ・人数によっては複数の所属の健診を合同で実施することも認める。その場合、教職員課及び各所属と協議すること。  
 ・令和 7 年度巡回実績…7 ヶ所  
 (4) 実施時期 定期健康診断 (血液生化学検査等) の実施後 6 ヶ月以内 (2 月末までに終了)  
 (5) 検査項目 (下記カッコ内人数は項目別受診予定者数)

① 既往歴及び業務歴調査、自覚症状及び他覚症状の有無の検査	【全員 (142 名)】
② 血液生化学等検査 (27 項目)	【全員 (142 名)】
〔 総コレステロール・トリグリセライド・HDLコレステロール・LDLコレステロール・血清アミラーゼ・血清血糖 (空腹時)・尿酸・総ビリルビン・GOT・GPT・γ-GTP・LDH ALP・コリンエステラーゼ・総蛋白・アルブミン・白血球数・赤血球数・血小板数・血色素量・ヘマトクリット・MCV・MCH・MCHC・尿素窒素・クレアチニン・カルシウム 〕	
③ ヘモグロビン A 1c	【全員 (142 名)】
④ 心電図検査 (安静時 12 誘導)	【全員 (142 名)】
⑤ 腹囲測定	【全員 (142 名)】
⑥ 身体測定 (身長、体重、BMI)	【全員 (142 名)】
⑦ 血圧測定	【全員 (142 名)】
⑧ 尿検査 (蛋白、潜血、ウロビリノーゲン、糖)	【全員 (142 名)】
⑨ 尿検査 (蛋白、潜血、ウロビリノーゲン、糖) ※健診実施日から 8 日目以後に提出 (検査) した場合	【全員 (1 名)】
⑩ 視力検査 (遠視力)	【全員 (142 名)】
⑪ 聴力検査 (1,000Hz、4,000Hz)	【全員 (142 名)】

## (6) 健診結果の報告

受託者は、次により健診結果を報告すること。

### 1) 個人用結果

次の情報を記載した文書を同一の封筒に密封し、健診完了後 30 日以内に教職員課へ提出すること。

- ア. 個人毎の健診結果 (経年管理に資する形式。過去に健診を受診していない場合は除く。)
- イ. 具体的な指示指導事項等を記載した健診結果表
- ウ. その他受診者個人に合わせた資料
- エ. 検査結果の見方に関する資料 (受診者共通)

ただし、ウについては、健康診断の検査結果や問診票から、特に問題とされることがない者に対しては省略することができるものとする。

### 2) 事業主用結果

受診者全員の健診結果一覧を 2 部 (教職員課及び各所属用) 作成し、健診完了後 30 日以内に教職員課へ提出すること。

## 3 特定化学物質健康診断 (溶接ヒューム)

- (1) 対象者 溶接ヒュームを取り扱う作業に従事している教職員  
 (2) 受診予定者数 45 名  
 (3) 実施方法 各所属を巡回して実施又は施設を訪問して実施することで 2 回実施 (対象校: 県立学校 7 校程度)  
 ①人数によっては複数の所属の健診を合同で実施することも認める。その場合、教職員課及び各所属と協議すること。  
 ②健診を受診できなかった者については、県内で受診できる医療機関を設定すること。  
 (4) 実施時期 巡回定期健康診断時及び 1 月～2 月の計 2 回  
 (5) 検査項目 業務歴、作業条件の簡易な検査、溶接ヒュームによるせきなどパーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査、せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査、握力検査  
 (6) 健診結果の報告 受託者は、次により健診結果を報告すること。  
 1) 個人用結果 各個人毎に溶接ヒューム健康診断結果通知書を封筒詰めし、受診者の所属毎に整理して、健診完了後 30 日以内に健康管理担当へ提出すること。  
 2) 事業主用結果 特殊健康診断結果報告書、特定化学物等健康診断成績表 (溶接ヒューム)、特定化学物質等健康診断個人票を書面により健診完了後 30 日以内に健康管理担当へ提出すること。

## 4 健診に共通する業務

### (1) 健診会場の使用

- 1) 受託者は、健診会場の敷地及び施設内会議室等 (椅子、机等も含む。) を無料で使用することができる。
- 2) 1) の施設等を使用する場合は、各健診会場の担当者 (以下「衛生管理担当者」という。) を通じて予約すること。

### (2) 健診の準備

受託者で次の業務を実施すること。

- 1) 日程表の作成（各所属の衛生管理担当者及び教職員課と調整すること）
- 2) 受診票の作成
- 3) 受診票、検尿容器等（以下「必要物品等」という）の準備及び各所属への発送

**(3) 健診当日**

- 1) 受託者は、健診会場の準備、受付、検体の受領、誘導等全ての業務を実施すること。
- 2) 衛生管理担当者は、受託者の求めに応じ、対象職員への周知（受診勧奨、健診開始・終了時間の案内等）等を行う。

**Ⅲ その他**

(1) メタボリック基準に基づき、厚生労働大臣が定める外部委託に関する基準を満たすこと。

**① 精度管理の基準**

- 1) 内部精度管理及び外部精度管理調査（日本医師会、日本臨床衛生検査技師会、全国労働衛生団体連合会などの少なくとも一つ以上の精度管理事業）が定期的実施され、検査値の精度が保証されていること。
- 2) 検査の一部を外部に委託する場合は、委託を受けた事業者において、1)の措置が講じられるよう適切な管理を実施すること。

**② 健診結果等の情報の取扱いの基準**

- 1) 委託する健康診断に関する電磁的記録を作成し、委託者に対して当該電磁的記録を安全かつ速やかに提出すること。
- 2) 健康診断の受診者本人への通知に関しては、受診者における健康診断結果の経年管理に資する形式で実施すること。
- 3) 個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。

**③ その他厚生労働大臣が定める外部委託に関する基準**

**(2) 感染症に伴う延期等の取扱いについて**

健診開始前に、感染症に伴う延期や健診を実施できない場合の基準等を委託者へ情報提供すること。提供後、委託者は各健診対象所属等への周知を行うこと。

また、上記基準等の理由により延期や実施ができない場合は、当初予定していた所属の衛生管理担当者、及び教職員課健康管理担当への連絡を行うこと。